

鳥取県工学エキスパート育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県工学エキスパート育成支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、AIやIoTをはじめとする先端技術に関する知識やデータサイエンスの素養を持ち、県内製造業の生産現場における高度化や課題解決を図る高度実践人材(以下「工学エキスパート」という。)を育成する県内企業を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。)以下とする。
 - 3 補助事業実施期間は、別表の第6欄に定める期間とする。
 - 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請及び実績報告は、鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程の「工学エキスパート養成プログラム」に定められる科目を履修した日が属する年度毎に当該年度の末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条の実績報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付申請及び実績報告には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該年度の工学エキスパート養成プログラムに定められる科目を履修したことを証明する書類
 - (2) 工学エキスパート養成プログラムの学修証明書(最終年度のみ)
 - (3) 研究計画書(様式3号)、または、鳥取大学大学院工学研究科作成の研究指導計画書の写し
 - (4) (3)のほか当該年度の研究内容がわかる書類
 - (5) 当該年度の別表第3欄に掲げる経費の支出を証明する書類

(交付決定及び交付額の確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付額の確定通知は、様式第4号によるものとする。

(補助事業の報告等)

第6条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助対象者に補助事業の状況について報告又は公表をさせることができる。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>本補助金の対象となる事業は、第2欄に掲げる事業実施主体が行う人材育成であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 鳥取県内に有する事務所、事業所、工場、その他の事業用施設に従事する従業員等の人材育成であること。</p> <p>(2) 工学エキスパートの育成を目的として、鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程の「工学エキスパート養成プログラム」を活用し行う自社の人材育成であること。</p>
<p>2 事業実施主体</p>	<p>本補助金の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する事業者であること。</p> <p>(2) 第1欄(2)の目的により自社の従業員等を鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程に入学させた事業者であること。</p> <p>(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。</p> <p>(4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</p>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>本補助金の補助対象経費は、鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程学生募集要項に定める次に掲げる経費（の合計額）とする。</p> <p>(1) 入学料</p> <p>(2) 検定料</p> <p>(3) 授業料</p>
<p>4 補助率</p>	<p>2分の1以内</p>
<p>5 補助金の限度額</p>	<p>1事業者あたり50万円（年間）</p>
<p>6 実施期間</p>	<p>令和4年4月1日以降であって、鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程に入学した日から工学エキスパート養成プログラムの修了要件と定める科目を最後に習得した日の属する前期または後期の末日まで（ただし、実施期間の最長は入学日から3年が経過する日の属する年度末までとする。）</p>